

確認申請年月日：令和元年9月24日  
確認申請番号：2019埋埋発第54号  
要領書番号：原規規発第1911062号（改訂1）

# 廃棄物確認実施要領書

（日本原子力発電株式会社東海第二発電所にて発生した充填固化体）

原子力規制委員会

令和元年12月26日

## 確認実施要領書 改訂来歴

日本原子力発電株式会社東海第二発電所にて発生した充填固化体  
要領書番号：原規規発第 1911062 号（改訂 1）

回	年 月 日	改訂箇所、改訂内容及び改訂理由
一	令和元年11月6日	制 定
1	令和元年12月26日	廃棄物確認結果記録のうち、発電所における廃棄物確認結果書（3）（測定装置機能確認書）について、確認項目の表記の適正化

1. 廃棄物確認の目的

廃棄物埋設確認は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）」第51条の6第2項の規定に基づき、第二種廃棄物埋設施設に埋設しようとする核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物及びこれに関する保安のための措置が、「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和63年総理府令第1号。以下「埋設規則」という。）」第8条<sup>注</sup>及び「核燃料物質等の第二種廃棄物埋設に関する措置等に係る技術的細目を定める告示<sup>注</sup>（昭和63年科学技術庁告示第2号。以下「告示」という。）」に規定する埋設しようとする放射性廃棄物等の技術上の基準に適合することについて確認をするものである。

注：埋設規則及び告示は、「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則及び第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部を改正する規則（令和元年十二月五日原子力規制委員会規則第5号）」による改正前の規定を、同改正規則附則第3項の経過措置により適用する。

2. 廃棄物確認の対象

第二種廃棄物埋設

充填固化体（溶融体及び溶融体以外の固体状廃棄物） 832本

3. 廃棄物確認の場所

- ・日本原子力発電株式会社 東海第二発電所
- ・日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所

4. 廃棄物埋設施設の事業（変更）許可申請書に関する書類及び廃棄物埋設確認申請書の申請年月日、申請番号等

(1) 廃棄物埋設事業変更許可申請書の許可年月日及び許可番号

平成10年10月8日 10安（廃規）第49号

(2) 廃棄物埋設確認申請書<sup>注</sup>の申請年月日及び申請番号

令和元年9月24日 2019埋埋発第54号

（注）：確認内容、方法等の変更に関わらない補正は省略。

5. 廃棄物確認期間中の留意事項

管理区域内又は管理区域外での確認となる。

6. 廃棄物確認の確認項目及び立会区分

(1) 発電所における確認項目

確認項目		確認資料*
1. 測定装置の機能確認		
①測定装置は、性能及び信頼性を維持するように管理されているとともに、定期的に校正され有効期限内であること。		(点検報告書、点検記録)
②測定方法の変更があった場合は、測定方法の変更内容及び変更理由を明記した文書が作成、管理されていること。		(機能確認書)
2. 廃棄物確認項目		
①固型化材料		
セメント	JIS R5210(1992)若しくはJIS R5211(1992)に定めるセメント又はこれらと同等以上の品質を有するセメントであること。	(試験成績書、納品書)
②容器		
JIS Z1600(1993)に定める金属製容器又はこれと同等以上の強度及び密封性を有するものであること。		(容器の試験成績書、容器の納品書、品質に関する証明書、納入に関する証明書、圧出表示)

確認項目	確認資料*
③固型化材料等の練り混ぜ	
固型化材料若しくは固型化材料及び混和材料が均質に練り混ぜられていること。	(原材料の納品書及び成績書等、練り混ぜ機の検査表又は製造業者若しくは納品業者の練り混ぜ機の性能証明書、固型化記録)
④一体となるような充填	
均質に練り混ぜた固型化材料若しくは固型化材料及び混和材料を容器内の放射性廃棄物と一体となるように充填すること。	(分別作業記録、切断処理記録、圧縮処理記録、収納記録、溶融処理記録、小型混練処理記録、固型化記録等、設備の定期検査表)
⑤有害な空隙	
容器内に有害な空隙が残らないようにすること。	(養生記録)
⑥放射能濃度	
放射能濃度が事業(変更)許可申請書記載の最大放射能濃度を超えないこと。	(貯蔵場所からの取り出し記録及び溶融処理記録(溶融処理している場合)、放射能濃度の測定記録)
⑦表面密度	
表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める表面密度限度の十分の一を超えないこと。	(表面密度測定記録)
⑧健全性を損なうおそれのある物質	
健全性を損なうおそれがある物質が含まれていないこと。	(分別記録、収納記録)
⑨埋設時耐埋設荷重	
埋設された場合において受けるおそれのある荷重に耐える強度を有すること。	(原材料の納品書及び成績書等、容器の納品書及び成績書又は圧出表示等、内張り容器の納品書及び試験成績書、内籠の納品書及び図面等、分別記録、収納記録、固型化記録、固型化材料等の性能検査表)
⑩廃棄物発生後の経過期間	
廃棄物の発生から受入予定日までに6ヶ月以上経過していること。	(貯蔵場所からの取り出し記録(放射性廃棄物の保管廃棄の記録に基づいて作成したもの))
⑪表面線量当量率	
廃棄体の表面線量当量率が10mSv/hを超えないこと。	(表面線量当量率測定記録)

\*：具体的な資料名は、発電所における廃棄物確認結果書(4)(充填固化体用チェックシート)に記載すること

(2) 埋設施設における確認項目

確認項目	立会区分
1. 埋設しようとする廃棄物	全数立会い
① 著しい破損	
② 標識・整理番号等の表示	

7. 確認前条件

- ・事業者の検査体制が確立されていること(原子力発電所、廃棄物埋設施設)

8. 確認要領

(1) 発電所における確認項目

確認内容*	確認方法**	判定基準
1. 測定装置の機能確認		
測定装置の機能確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記録確認</li> <li>点検報告書、点検記録等</li> <li>機能確認書等（測定方法の変更があった場合）</li> </ul>	<p>測定装置は、性能及び信頼性を維持するように管理されているとともに、定期的に校正され有効期限内であること。</p> <p>測定方法の変更があった場合は、測定方法の変更内容及び変更理由を明記した文書が作成、管理されていること。</p>
2. 廃棄物確認項目		
①固型化材料 (セメント)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記録確認</li> <li>セメントの試験成績書、納品書等</li> </ul>	JIS R5210(1992)若しくはJIS R5211(1992)に定めるセメント又はこれらと同等以上の品質を有するセメントであること。
②容器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記録確認又は目視確認</li> <li>記録確認による場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 容器の試験成績書又は容器メーカーの品質に関する証明書</li> <li>ii) 容器の納品書又は容器メーカー若しくは納品業者の納品に関する証明書</li> </ul>                             ただし、ii)により容器の品質に関する確認が可能である場合はi)による確認を要しない。また、i)により容器の納品に関する確認が可能な場合はii)による確認を要しない。                         </li> <li>目視確認による場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 圧出表示による確認</li> </ul> </li> </ul>	JIS Z1600(1993)に定める金属製容器又はこれと同等以上の強度及び密封性を有するものであること。
③固型化材料等の練り混ぜ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記録確認</li> <li>i) 原材料の納品書及び成績書等</li> <li>ii) 練り混ぜ機の検査表又は製造業者若しくは納品業者の練り混ぜ機の性能証明書</li> <li>iii) 固型化記録</li> </ul>	固型化材料若しくは固型化材料及び混和材料が均質に練り混ぜられていること。
④一体となるような充填	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記録確認</li> <li>i) 分別作業記録</li> <li>ii) 切断処理記録 (切断処理をしている場合)</li> <li>iii) 圧縮処理記録 (圧縮処理をしている場合)</li> <li>iv) 溶融処理記録 (溶融処理している場合)</li> <li>v) 小型混練処理記録 (小型混練処理している場合)</li> <li>vi) 収納記録</li> <li>vii) 固型化記録等</li> <li>viii) 設備の定期検査表</li> </ul> <p>ただし、iii)、iv)及びvii)の確認内</p>	均質に練り混ぜた固型化材料若しくは固型化材料及び混和材料を容器内の放射性廃棄物と一体となるように充填すること。

確認内容*	確認方法**	判定基準
	<p>容に示す事項のうち、あらかじめ定められた設定値に基づき設備の運転を行っている場合は、viii)の定期検査表の確認により当該事項の確認を代替することができる。</p>	
⑤有害な空隙	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記録確認</li> <li>養生記録等</li> </ul>	<p>容器内に有害な空隙が残らないようにすること。</p>
⑥放射能濃度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記録確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 貯蔵場所からの取出し記録</li> <li>ii) 溶融処理記録 (溶融処理している場合)</li> <li>iii) 放射能濃度測定記録 非破壊外部測定法による放射能測定装置を用いた測定記録(Co-60、Cs-137)及び測定記録からの計算(スケーリングファクタ法等による計算)結果を確認する。 充填固化体のスケーリングファクタ等の継続使用の確認が必要な場合は、継続の可否について確認を行う。</li> </ul> </li> <li>・抜取確認***</li> </ul>	<p>放射能濃度が事業(変更)許可申請書記載の最大放射能濃度を超えないこと。</p> <p>a) Co - 60</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請値が <math>1.0 \times 10^8 \text{Bq/t}</math> 以上の場合、目安値が <math>\pm 25\%</math>にあること。</li> <li>・申請値が <math>1.0 \times 10^8 \text{Bq/t}</math> 未満の場合、測定値が各難測定核種に対するスクリーニングレベルにおける最小値を超えていないこと。</li> </ul> <p>b) Cs - 137</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・測定値が、各難測定核種に対するスクリーニングレベルにおける最小値を超えていないこと。</li> </ul>
⑦表面密度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記録確認 表面密度測定記録</li> <li>・抜取確認***</li> </ul>	<p>表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める表面密度限度の十分の一を超えないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表面密度限度の十分の一 アルファ線を放出する放射性物質： <math>0.4 \text{ Bq/cm}^2</math> アルファ線を放出しない放射性物質： <math>4 \text{ Bq/cm}^2</math></li> </ul>
⑧健全性を損なうおそれのある物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記録確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 分別記録</li> <li>ii) 収納記録</li> </ul> </li> </ul>	<p>健全性を損なうおそれがある物質が含まれていないこと。</p>

確認内容*	確認方法**	判定基準
⑨埋設時耐埋設荷重	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記録確認</li> <li>i) 原材料の納品書及び成績書等</li> <li>ii) 容器の納品書及び成績書 又は圧出表示等</li> <li>iii) 内張り容器の納品書 及び試験成績書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・内張り容器の納品書</li> <li>・内張り容器の試験成績書</li> </ul> </li> <li>iv) 内籠の納品書及び図面等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・内籠の納品書</li> <li>・内籠の図面等</li> </ul> </li> <li>v) 分別記録</li> <li>vi) 収納記録</li> <li>vii) 固型化記録</li> <li>viii) 固型化材料等の性能検査表</li> </ul> <p>ただし、内張り容器を使用しない場合はiii)の記録を、内籠を使用しない場合はiv)の記録を、内張り容器を使用する場合はviii)の記録を要しない。</p>	埋設された場合において受けるおそれのある荷重に耐える強度を有すること。
⑩廃棄物発生後の経過期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記録確認</li> </ul> <p>貯蔵場所からの取り出し記録（放射性廃棄物の保管廃棄の記録に基づいて作成したもの）</p>	廃棄物の発生から受入予定日までに6ヶ月以上経過していること。
⑪表面線量当量率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記録確認</li> <li>表面線量当量率の測定記録</li> <li>・抜取確認***</li> </ul>	<p>廃棄体の表面線量当量率は10mSv/hを超えないものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請値が0.15mSv/h以上の場合、目安値が±63%にあること。</li> <li>・申請値が0.15mSv/h未満の場合、測定値が10mSv/hを超えないこと。</li> </ul>

(2) 埋設施設における確認項目

確認内容*	確認方法**	判定基準
1. 埋設しようとする廃棄物		
①著しい破損	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視確認</li> <li>i) 表面の劣化</li> <li>ii) 固型化材料等の露出</li> <li>iii) 容器の変形</li> </ul> <p>が無いことを確認する。</p>	著しい破損がないこと。
②標識・整理番号等の表示		
1) 放射性廃棄物を示す標識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視確認</li> <li>i) 申請書に記載された表示方法に合致する標識（JISの基準に沿った三葉マーク）が表示されていること</li> <li>ii) 標識が廃棄体円筒部に表示されていること</li> <li>iii) 標識は容易に消えにくい塗料又は剥がれにくいステッカーで表示されていること</li> </ul>	容易に消えない方法により、廃棄体の表面の目につきやすい箇所に、放射性廃棄物を示す標識を付けたものであること。

確認内容*	確認方法**	判定基準
2) 整理番号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視確認</li> <li>i) 申請書に記載された廃棄体の整理番号と合致する整理番号が表示されていること</li> <li>ii) 整理番号が廃棄体円筒部に表示されていること</li> <li>iii) 整理番号は容易に消えにくい塗料又は剥がれにくいステッカーで表示されていること</li> </ul>	容易に消えない方法により、廃棄体の表面の目につきやすい箇所に、申請書に記載された事項と照合できるような整理番号を表示したものであること。

\*：運用要領の別添4 充填固化体の廃棄のための確認方法等による。また、具体的な測定装置機能確認手順については、運用要領の別添5による。

\*\*：必要に応じて記載された以外の方法又は資料により確認を行う。

\*\*\*：測定記録については、全数について記録確認を行った後、抜取確認を行う。抜取確認については、運用要領の(4)②イii)(2)による。

#### 9. 申請者に依頼する資料、物品等の準備

- (1) 申請者の添付データと原子力発電所のデータ（電子データ）
- (2) 埋設施設にて行う目視確認の検査順に係る資料及び電子データ

#### 10. その他

- (1) 確認は申請者の立会責任者の立会いのもとで実施する。

確認申請年月日：令和元年 9 月 24 日  
確認申請番号：2019 埋埋発第 54 号  
要領書番号：原規規発第 1911062 号（改訂1）

# 廃棄物確認結果記録

（日本原子力発電株式会社東海第二発電所にて発生した充填固化体）

原子力規制委員会

年 月 日

発電所における廃棄物確認結果書（１）  
（充填固化体）

確認年月日	年 月 日 ～ 月 日
確認場所	日本原子力発電株式会社 東海第二発電所
申請書番号	2019埋埋発第54号
確認廃棄体本数	832本
廃棄物確認項目	<b>1. 測定装置の機能確認</b> ① 測定装置は、性能及び信頼性を維持するように管理されているとともに、定期的に校正され有効期限内であること。 ② 測定方法の変更があった場合は、測定方法の変更内容及び変更理由を明記した文書が作成、管理されていること。
	<b>2. 廃棄物確認項目</b> ① 固型化材料 ② 容器 ③ 固型化材料等の練り混ぜ ④ 一体となるような充填 ⑤ 有害な空隙 ⑥ 放射能濃度 ⑦ 表面密度 ⑧ 健全性を損なうおそれのある物質 ⑨ 埋設時耐埋設荷重 ⑩ 廃棄物発生後の経過期間 ⑪ 表面線量当量率
抜取測定	_____ 本 確認項目：①放射能濃度 ②表面密度 ③表面線量当量率
確認結果	
確認員	
立会者	
特記事項	

発電所における廃棄物確認結果書（２）  
 （スクレーリングファクタ等継続使用に係る確認結果）

確認年月日	年 月 日 ～ 月 日
確認場所	日本原子力発電株式会社 東海第二発電所
申請書番号	2019埋埋発第54号
継続範囲	
確認項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な原子炉構成材料の変更がないこと</li> <li>・燃料破損がないこと</li> <li>・固化処理設備の変更がないこと（固体状廃棄物の分析により確認する場合は対象外）</li> <li>・放射化学分析等の結果から求めた核種比等が従来のSF等の10倍を超えないこと</li> </ul>
確認結果	
確認員	
立会者	
特記事項	

発電所における廃棄物確認結果書（3）  
（測定装置機能確認書）

確認年月日	年 月 日 ～ 月 日	
検査装置名称	低レベル放射性廃棄物搬出検査装置	
確認場所	日本原子力発電株式会社 東海第二発電所	
確認項目	確認内容	確認結果
測定装置の機能確認	①測定装置は、性能及び信頼性を維持するように管理されているとともに、定期的に校正され有効期限内であること	
	②測定方法の変更があった場合は、測定方法の変更内容及び変更理由を明記した文書が作成、管理されていること	
確 認 員		
立 会 者		
備考：		

# 発電所における廃棄物確認結果書 (4) (充填固化体用チェックシート)

## 1) 抜取測定

確認項目	1) 放射能濃度 a) Co-60、b) Cs-137	2) 表面密度	3) 表面線量当量率	判定
判定基準	a) Co-60 ・申請値が $1.0 \times 10^8 \text{Bq/t}$ 以上の場合、目安値が $\pm 25\%$ にあること。 ・申請値が $1.0 \times 10^8 \text{Bq/t}$ 未満の場合、測定値が各難測定核種に対するスクリーニングレベルにおける最小値を超えていないこと。 b) Cs-137 ・測定値が、各難測定核種に対するスクリーニングレベルにおける最小値を超えていないこと。	・表面の放射性物質の密度が規則第14条第1号ハの表面密度限度の10分の1を超えないこと。 ○アルファ線を放出する放射性物質 : $0.4 \text{Bq/cm}^2$ ○アルファ線を放出しない放射性物質 : $4 \text{Bq/cm}^2$	・申請値が $0.15 \text{mSv/h}$ 以上の場合、目安値が $\pm 63\%$ にあること。 ・申請値が $0.15 \text{mSv/h}$ 未満の場合、測定値が $10 \text{mSv/h}$ を超えないこと。	
確認年月日				
備考				

## 2) 次の記録により、規則、告示に規定する技術基準に適合するものであることを確認した。

確認項目	確認資料
1. 測定装置の機能確認	
① 測定装置は、性能及び信頼性を維持するように管理されているとともに、定期的に校正され有効期限内であること。	
② 測定方法の変更があった場合は、測定方法の変更内容及び変更理由を明記した文書が作成、管理されていること。	
2. 廃棄物確認項目	
① 固型化材料	セメント
② 容器	
③ 固型化材料等の練り混ぜ	
④ 一体となるような充填	
⑤ 有害な空隙	
⑥ 放射能濃度	
⑦ 表面密度	
⑧ 健全性を損なうおそれのある物質	
⑨ 埋設時耐埋設荷重	
⑩ 廃棄物発生後の経過期間	
⑪ 表面線量当量率	
3. 備考	

# 埋設施設における廃棄物確認結果書 (1)

受付番号	申請書番号	確認場所	確認内容
原規規収第 1909244 号	2019埋埋発第 54 号	日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所	① 著しい破損がないこと ② 標識・整理番号の表示

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回
確認月日	年 月 日											
確認廃棄体 本数	本											
確認結果												
確認員												
立会者 (職位)												
特記事項												

